



後払い決済サービスのトラブル

『後払い決済サービス』とは、ネット通販などでクレジットカードなどを用いずに、請求書でコンビニや金融機関で主に2か月以内の後払いができるサービスです。

商品を受取り、内容を確認後に支払いができるので安心感があり、クレジットカード番号を業者に伝えずに決済ができるメリットもあります。気軽に利用できますがトラブルも生じています。

【事例1】

ネット広告でお試し価格の健康食品を見つけて、1回だけだと思って注文した。商品を受け取り代金をコンビニで支払ったが、1か月後また同じ商品が届いた。2回目は注文していないので、そのまま送り返したら、後払い決済サービス業者から請求書が届いた。支払いたくない。

【事例2】

注文した覚えがないのに後払い決済サービス業者から請求書が届いた。ネット通販で商品を注文したことになっているようだ。注文していないので放置していたら、法律事務所から督促状が届いた。

【アドバイス】

▼契約前に契約条件などを確認しましょう。

特にネット通販の定期購入契約で後払い決済サービスのトラブルが多くなっています。**契約前に定期購入かどうか、回数制限、料金、広告などの表示、返品特約、支払方法などをしっかりと確認しましょう。**定期購入契約では、販売業者の許可なく返品しても解約にはなりません。

▼後払い決済だからと安心しない。

後払い決済サービスが利用できる販売店のなかには、消費者トラブルへの対応が不十分な場合もあります。

▼覚えの無い請求をされたら放置せずに、すぐに後払い決済サービス業者に連絡をしましょう。

名前や住所を第三者に悪用されている可能性もあるので、調査を依頼しましょう。

自己判断で無断で支払いを止めると、法律事務所から督促状が届き、法的措置に移行される場合もあります。

▼販売業者とトラブルになり、対応に問題がある場合、後払い決済サービス業者にも連絡して情報提供をしましょう。

不安な時は早めに消費生活センターに相談しましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188**（局番なし）